

有限会社 稚内グリーンファクトリー「(仮称)増毛町風力発電事業  
環境影響評価方法書」に係る審査書

電気事業法46条の5の規定に基づき、平成29年12月6日付けで有限会社 稚内グリーンファクトリーより届出された「(仮称)増毛町風力発電事業環境影響評価方法書」の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(2)⑤)は以下のとおり。

1. 環境審査

- (1) 方法書についての意見の概要及び事業者の見解 \* 平成30年2月22日
- (2) 北海道知事意見 \* 平成30年4月6日
- (3) 環境審査顧問会風力部会(第5回)  
\* 平成30年4月26日

①補足説明資料

②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
・生態系の上位性の注目種については、風力発電事業の特性から飛翔性の動物への影響が大きいので、オジロワシなどを選ぶことも検討すること。	・上位性の注目種については、現地調査での出現状況も踏まえ対象種の選定を検討します。
・猛禽類や渡り鳥の定点配置について、可視範囲が示されているが、事象実施区域内の定点配置が少ない。大型鳥類や渡り鳥は見えているが、それ以外の猛禽類の確認は定点配置に依存してしまうことから、配置を再検討すること(箆別地区、信砂地区ともに、事業実施区域の南側への定点の配置を検討すること等)。	・定点配置については、事業実施区域内の飛翔の確認状況を踏まえ、適宜、定点配置の見直しを検討します。
・暑寒別岳は高山植物の生育地としても非常に重要な場所である。植物の保全の観点からみて緑化植物の取り扱いが重要であるので、慎重に計画を立て、改変箇所をどのように緑化するか手法を示すこと。	・緑化植物の取り扱いについては、専門家の意見も踏まえながら、慎重に計画を検討し、改変予定箇所の状況を踏まえた具体的な緑化の手法をお示しします。

(1)～(3)の資料については、下記 URL を参照。

[http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety\\_security.html#kankyo\\_furyoku](http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety_security.html#kankyo_furyoku)

## 2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、北海道知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。